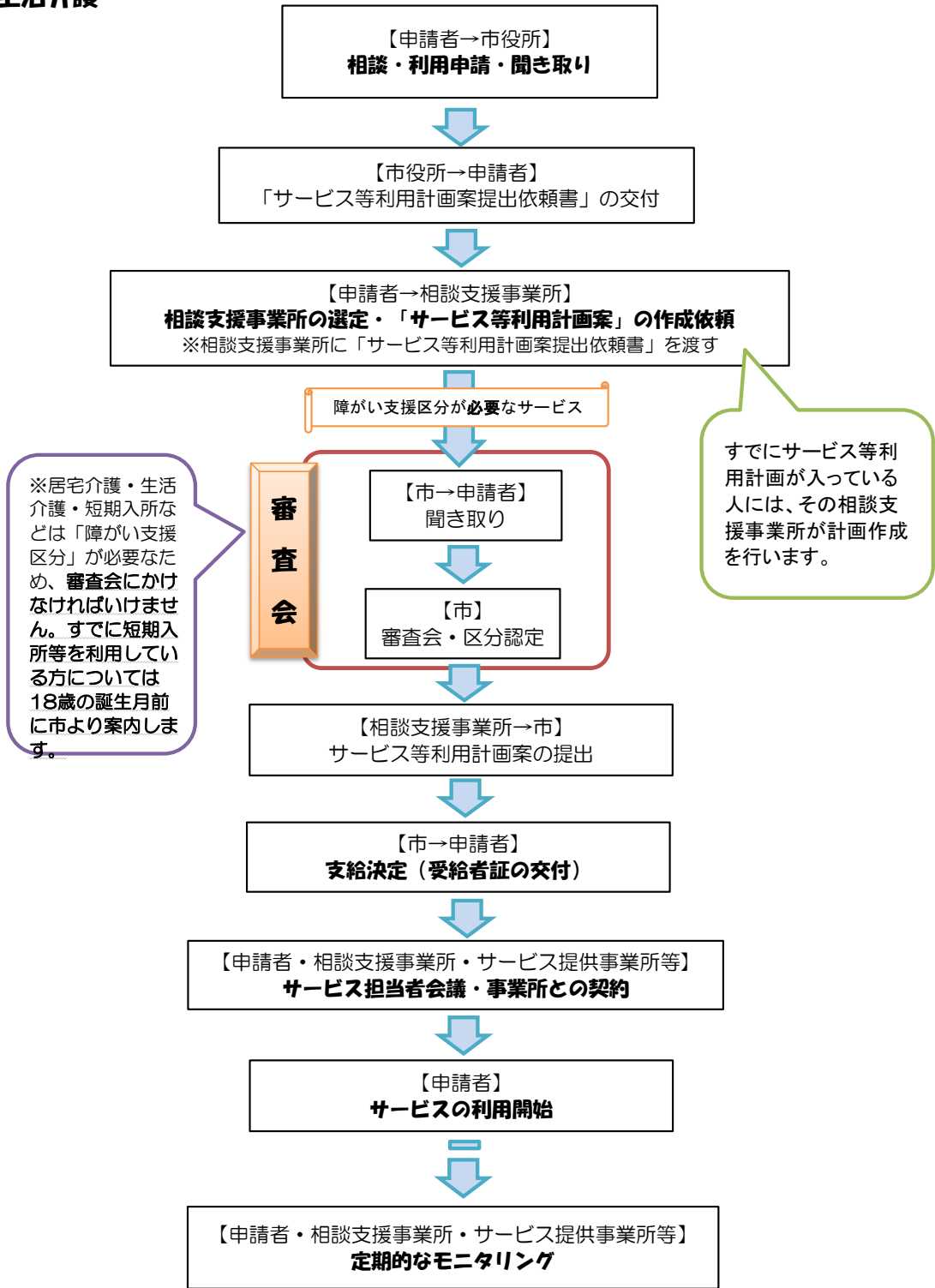


**サービス利用の流れ(概略)**  
～生活介護～



※居宅介護・生活介護・短期入所などは「障がい支援区分」が必要なため、審査会にかけなければいけません。すでに短期入所等を利用している方については18歳の誕生日前に市より案内します。

すでにサービス等利用計画が入っている人には、その相談支援事業所が計画作成を行います。

★ 障がい支援区分判定の審査会は、月に1度開催されます。審査会にかけるとは約1ヶ月半の期間を要します。

**調査(聞き取り)・医師意見書の依頼**  
↓ 約3週間～1ヶ月かかります

**医師意見書受理・審査会資料提出**  
↓ 10日前までに提出

**審査会当日**